

沖縄県個人情報保護審査会答申第 53 号 概要

①件名	「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書案（全項目評価書）」に係る第三者点検について
②実施機関	沖縄県知事（総務部税務課）
③諮問理由	特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定に該当
④諮問年月日	平成 29 年 2 月 17 日
⑤答申年月日	平成 29 年 7 月 20 日
⑥答申内容	<p>○ 審査会の結論</p> <p>沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書案（全項目評価書）（以下「評価書案」という。）については、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）第 10 の 1 (2) に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 適合性について 指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、適切である。</p> <p>(2) 妥当性について 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態等を発生させるリスクを特定し、その特定されたリスクの軽減に向けた措置について具体的に記載されており、適切である。</p> <p>(3) 重要事項の変更について 重要な変更の対象である記載項目について点検した結果、いずれも漏えい等のリスク増加が懸念されるような変更にはなっておらず、また変更理由についても具体的に記載されており、妥当性が認められる。さらに、リスク軽減措置を講じていることも認められる。</p> <p>(4) 審査会の意見について 特定個人情報を扱う委託先を含めた従業者に対する適切かつ十分な具体的セキュリティ教育・訓練を定期的の実施し、情報セキュリティの遵守に万全を期するよう要望する。 住民等からの意見が皆無であったことから、情報提供のあり方を検討すべきである。 意見公募に先立って、県の広報誌等への掲載、新聞による広報、その他実施機関が必要と判断する方法を活用して、インターネット接続環境にない住民等に対しても、広く評価書案が周知されるよう努める必要がある。</p>